

平成30年 2 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成30年 2 月 5 日 開会

平成30年 2 月 5 日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 3 0 年 2 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 3 0 年 2 月 5 日（月曜日）

午前 1 1 時 0 5 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

- （１）議会運営委員会審議結果の報告について
- （２）山田消防署庁舎建設（災害復旧）事業の完了について

2 協議事項

- （１）平成 2 9 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要について
- （２）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- （３）宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
- （４）岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更等について
- （５）最終処分場用地の財産処分について

3 その他

出席議員（１２名）

１番 合 砂 丈 司 君
３番 八重樫 龍 介 君
５番 佐々木 重 勝 君
７番 畠 山 昌 典 君
９番 落 合 久 三 君
１２番 菊 地 大 君

２番 伊 藤 清 君
４番 黒 沢 一 成 君
６番 古 舘 章 秀 君
８番 畠 山 拓 雄 君
１０番 尾 形 英 明 君
１３番 竹 花 邦 彦 君

欠席議員（１名）

１１番 阿 部 吉 衛 君

説明のための出席者

事 務 局 長
総 務 課 長
施 設 課 長
消 防 長
消 防 次 長 兼 消 防 課 長
総 務 課 長
指 令 課 長

飯 岡 健 志 君
大 久 保 一 吉 君
鈴 木 登 志 美 君
白 鳥 定 良 君
沢 田 達 雄 君
畠 山 毅 君
和 山 勝 富 君

◎開 会

○議長（竹花邦彦君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会をいたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（竹花邦彦君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、平成29年11月に実施いたしました議員派遣について報告いたします。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から指名していただきます。今回は、7番、畠山昌典議員、8番、畠山拓雄議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は2月5日の1日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第3で、報告第1号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

日程第4で、議案第1号 平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第6で、議案第3号 宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第7で、議案第4号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

なお、議案第1号及び議案第2号については、それぞれ関連がありますので、一括議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（竹花邦彦君） 議会運営委員長の報告がございましたが、これについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） それでは、これについては、議会運営委員会委員長の報告については終わりたいと思います。

◎山田消防署庁舎建設（災害復旧）事業の完了について

○議長（竹花邦彦君） 次に、山田消防署庁舎建設（災害復旧）事業の完了について事務局の報告を求めます。

畠山消防総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、山田消防署の災害復旧事業の完了についてご報告をいたしますので、資料ナンバー１をごらん願います。

この事業は、東日本大震災津波により被害を受けた山田消防署庁舎を高台に移転復旧するもので、財源に災害復旧補助金を充て建設したものでございます。

施設概要につきましては、所在地、下閉伊郡山田町飯岡第１地割21番地４で、構造につきましては鉄筋コンクリート造２階建て、延べ床面積1,406.56平方メートルで、６階建ての主訓練塔と３階建ての補助訓練塔をあわせて整備をいたしました。

事業費につきましては、平成27年度一般会計予算の所要額を平成29年度に繰り越して事業を進めてまいりましたが、工事請負金額に増額変更の必要が生じたことから、平成29年10月議会定例会において、所要額を現年予算に追加する補正予算の議決をいただき、事業を執行してまいったところでございます。最終的な契約金額は、建築工事４億3,092万円、電気設備工事7,918万7,760円、機械設備工事5,725万800円で、設計及び監理の業務委託を含めた事業費の総額は５億9,039万4,960円となっております。なお、工事請負契約の変更金額につきましては、現場精査により、合計で152万6,040円の増額となり、その内訳と主な理由につきましては記載のとおりでございます。

新庁舎の供用開始につきましては、今議会に提案いたします山田消防署の位置を変更する消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正案について、議会の議決をいただいた上で、２月９日金曜日に新庁舎での業務を開始したいと考えてございます。また、庁舎移転後におきましては、現庁舎の用地を山田町に返還するとともに、建物につきましては、山田町と譲与に向けた協議を進めているところでございます。

落成式につきましては、３月10日土曜日、午前10時30分から新庁舎において予定をしております。議員の皆様には、改めてご案内を差し上げますので、ご多用のところ恐縮ではございますが、ご臨席を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、災害復旧事業完了の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） ただいま事務局より報告がございましたが、皆さんのほうからこれについて何かご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎平成２９年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要について

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に、本日の協議案件は、お手元に配付をされております会議次第のとおり５件でございます。

それでは、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算の概要についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算概要についてをご説明いたしますので、資料の2、1ページをお開き願います。

平成29年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）総括表でございます。

補正額の欄の一番下の段をごらんください。歳入歳出3,620万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ34億7,751万1,000円とするものです。減額する財源は、全て市町村負担金となります。

2ページをお開き願います。

ただいま説明しました減額する負担金の市町村ごとの内訳でございます。右の合計欄をごらんください。宮古市2,288万円、山田町596万9,000円、岩泉町524万1,000円、田野畑村211万6,000円の減額となります。

今回の補正予算は、給料、職員手当などの人件費に係る補正で、人事院勧告に伴う給与改定のほか、職員の採用、退職、異動及び実績によるものでございます。人件費の補正につきましては、給与費明細書に記載しておりますので、4ページをお開き願います。

1の一般職の（1）総括、比較の欄ですが、給料が539万1,000円の減額は、職員の退職に伴う減額です。職員手当が674万7,000円の減額、共済費が2,349万円の減額は、実績等に伴う減額でございます。

3ページにお戻り願います。

1の歳入については、市町村負担金は、補正額で3,620万6,000円の減額となります。内訳は、総務124万1,000円の減額、2、衛生64万円の増額、3、消防3,560万5,000円の減額となります。

2の歳出につきましては、人件費の補正で、給与費明細書で既に説明いたしました補正のほか、市町村職員健康福利機構負担金に係る負担金補助及び交付金の補正でございます。

2款1項1目一般管理費は、給与改定に伴う増額及び人事異動等に伴う減額を調整の上、124万1,000円減額でございます。

3款2項2目ごみ焼却施設費は、給与改定等に伴う増額を調整の上、29万9,000円増額でございます。

3款2項3目埋立処分地施設費は、給与改定等に伴う増額を調整の上、2万8,000円の増額でございます。

3款2項4目し尿処理施設費は、給与改定に伴う増額、人事異動及び負担金補助及び交付金2,000円を調整の上、29万円を増額します。

3款2項6目リサイクル施設費は、給与改定等に伴う2万3,000円を増額いたします。

4款1項1目常備消費費は、給与改定に伴う増額及び人事異動等に伴う増減額及び負担金補助及び交付金58万円の減額を調整の上、3,560万5,000円減額をするものでございます。

以上が補正予算（第2号）の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） ただいま事務局より説明がございましたが、これについて皆さん

のほうから何かご質問があれば、お聞きいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(竹花邦彦君) 特にありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

○議長(竹花邦彦君) それでは、ないようですので、次に入りたいと思います。

次に、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長(大久保一吉君) 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。資料ナンバー3をお願いをいたします。

資料ナンバー3、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の1枚目、改正要旨についてをござんください。

第1の改正要旨ですが、本条例は、平成29年の人事院勧告に基づく国の改正内容に準じ、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものでございます。

第2の改正内容ですが、第1条では、①として、民間給与との均衡を図るため、全ての給料表について、その水準を引き上げる改定を行うものです。

②として、勤勉手当について、支給割合を年間0.1月分引き上げるもので、平成29年12月期の支給割合を、一般職については0.95月分、再任用職員については0.45月分とするものです。

③として、通勤手当について、公共交通機関利用者に係る1カ月当たりの運賃相当額の限度額を7万5,000円に引き上げるものでございます。

④として、交通用具使用者に係る支給月額の限度額を3万5,000円に引き下げるものでございます。

第2条では、①として、期末手当について所要の整備を図るとともに、②として、第1条で改正した勤勉手当の率について、一般職については平成30年6月期以降の支給割合を0.9月、再任用職員については0.425月とするものでございます。

第3の施行期日等ですが、①として、本条例は公布の日から施行するものですが、第1条の表の1の項の改正部分、改正後の別表第1及び別表第2については、平成29年4月1日から適用するものです。また、②の第1条の表の2の項の改正部分並びに第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

2ページをお開き願います。先ほどの説明と重複いたしますが、改めて説明をさせていただきます。

第1条の表の1の項は、勤勉手当の支給割合を引き上げるもので、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

第1条の2の表の項は、通勤手当の改正で、第1号に規定する交通機関利用者に係る支給限度額を、月額4万5,000円から5万5,000円に引き上げるとともに、運賃相当額が支給限度額を超えている場合の加算上限を、月額5,000円から2万円に引き上げるものです。第2号に規定する交通用具使用者に係る支給限度額を、月額3万8,300円から3万5,000円に引き下げ、第3号に規定する交通機関等を利用し、かつ交通用具を使用するものに係る支給限度額を、月額4万5,000円から5万5,000円に引き上げるとともに、運賃相当額が支給限度額を超えている場合の加算限度額を、月額5,000円から2万円に引き上げようとするものであり、平成30年4月1日から施行しようとするものです。

3ページをお開き願います。

別表第1は、行政職給料表の改正でございます。

6ページをお願いいたします。

別表第2は、消防職給料表の改正です。

これらの給料表は、平成29年4月1日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

12ページをお開き願います。

第2条についてご説明いたします。

期末手当につきましては、所要の整備を行うものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、一般職の平成30年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の90に改めるとともに、再任用職員の平成30年以降の6月及び12月の勤勉手当の支給割合をともに100分の42.5に改めるものでございます。

これらの手当につきましては、平成30年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則について説明いたします。

第1項及び第2項につきましては、第1条及び第2条それぞれの改正の施行期日等について定めたものでございます。

第3項は、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすとするものでございます。

第4項は、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めようとするものでございます。

参考資料をお願いいたします。

参考資料は、ただいま説明した内容を表にしたものでございます。

内容ですけれども、給料表については、国の改定に準じて平成29年4月1日にさかのぼって改定しようとするものでございます。

期末勤勉手当につきましては、①の一般職につきましては、平成29年12月期を0.95月にしております。それから、平成30年については6月期が0.9月、12月期が0.9月となるものです。再任用職員につきましては、29年12月期が0.45月、それから平成30年以降、6月期が0.425月、12月期が0.425月となるものでございます。

通勤手当についてでございます。通勤手当は、①として、交通機関利用者に係る支給限度額、こちらを7万5,000円に引き上げ、平成30年4月から適用しようとするもので

ございます。それから、交通用具使用者に係る支給月額の限度額を3万5,000円に引き下げます。こちらは、引き下げの対象が、通勤距離が14キロ以上のものに係る内容になります。こちら、平成30年4月1日から適用という内容になってございます。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。皆様のほうから何かご質問等があれば、お聞きをいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 特にございませんか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案について

○議長（竹花邦彦君） それでは、ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

畠山消防総務課長。

○総務課長（畠山 毅君） それでは、資料ナンバー4をごらん願います。

宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

資料の1ページをお願いいたします。

この条例は、消防組織法の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定めるものでございます。

1、改正の趣旨でございますが、山田消防署庁舎の移転復旧に伴い、庁舎の位置について、所要の改正をしようとするものでございます。

2、改正の内容につきましては、第4条に規定する山田消防署の位置を下閉伊郡山田町飯岡第1地割21番地4に改正しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行日を平成30年2月9日とするものでございます。参考といたしまして、次のページに条例案を添付してございます。

以上が、宮古地区広域行政組合消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例案の概要でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。何か質問がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更等について

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、次に移りたいと思います。

次に、岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更等についてを協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） それでは、説明ですけれども、資料ナンバー 6 と資料ナンバー 5、あわせて使いますので、よろしくお願いいたします。資料ナンバー 5 と資料ナンバー 6 は関連がございますので、あわせて説明をさせていただきます。説明する前に参考資料を、1 枚ものの参考資料を見ていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、説明をさせていただきます。岩手県市町村総合事務組合の協議に係る宮古地区広域行政組合議会の議決等についてでございます。

岩手県市町村総合事務組合は組織する団体の数の増減、もしくは共同処理する事務の変更または規約の変更については、組織する団体の協議により行うこととなりますが、その協議に際しては、地方自治法第290条の規定により、各構成団体の議会の議決を経る必要がございます。

宮古地区広域行政組合では、議会から管理者に委任された専決事項のうち岩手県市町村総合事務組合に係る事項を、表の左欄のとおりとしてございます。2月臨時会に係る案件を表の中欄及び右欄のとおり、専決事項と議決事項に区別をいたしております。

これを踏まえますと、資料ナンバー 5 の岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議については、議会から管理者が専決処分事項として委任された事項で、報告案件となるものでございます。

また、資料ナンバー 6 の岩手県市町村総合事務組合の財産の処分の協議に関しては、管理者が専決処分事項として委任された事項に該当しないことから、議決案件となるものでございます。

それでは、まず初めに、岩手県市町村総合事務組合において共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について説明しますので、資料ナンバー 5 をお願いいたします。

本件は、平成30年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くとともに、このことに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約に規定する共同処理する団体から除かれる団体として紫波、稗貫衛生処理組合を加えることを協議するものですが、地方自治法第180条第1項の規定により、議会から管理者が専決処分事項として委任された事項であることから専決処分したもので、報告第1号として議会に報告するものでございます。

次に、資料ナンバー 6 をお願いいたします。

資料ナンバー 6 の岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてでございます。

本件は、先ほど説明したとおり、各構成団体の議会の議決を経る必要がある案件でございます。平成30年3月31日をもって、紫波、稗貫衛生処理組合を岩手県市町村総合事務組合における常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、紫波、稗貫衛生処理組合に係る財産処分に關し定めることから、地方

自治法第289条の規定により協議するため、議会の議決を求めようとするものでございます。

次のページに、その協議の内容が記載されてございます。財産処分の内容は、これまで紫波、稗貫衛生処理組合が積み立ててきました退職手当負担金の清算という内容のようでございます。

以上でございます。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。皆さんのほうからご質問がございましたか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 今、事務局で説明があったとおり、きょうの本会議では、報告第1号ということで、いわば先ほどあった専決処分の委任に係るについては、本会議で報告をいたします。財産処分については、議決が必要な事項でございますので、本会議で議案として提案をされますので、そのことを大久保総務課長が前段ご説明をしたところでございます。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎最終処分場用地の財産処分について

○議長（竹花邦彦君） 次に、最終処分場用地の財産処分についてを協議いたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） それでは、資料ナンバー7をごらんいただきたいと思います。

最終処分場用地の財産処分についてでございます。一般国道45号三陸沿岸道路の事業に伴う財産処分ということになります。

1の財産処分に係る事業の概要中、財産を処分する目的でございますが、三陸国道事務所が平成19年度に組合から同事業により既に、取得し運用を開始している宮古中央インターチェンジから山田町方面への自動車専用道路の速度規制を、時速70キロメートルから時速80キロメートルに変更するため、道路幅の拡張が必要になったことから、今回の協議があったものでございます。

2の財産処分の用地予定地面積、処分予定地内の立木補償につきましては、（1）土地の処分面積が43.53平方メートルで、処分の価格が4万3,530円です。単価につきましては、これまでの用地買収単価と同額でございます。1平方メートル当たり1,000円でございます。（2）の立木補償は、補償対象本数が22本で、補償額が6,227円となります。補償単価は、国土交通省による立竹木調査積算要領により、胸高の直径3センチメートル以上の立木が対象となっております。（3）の用地処分と立木補償額の合計額でございますが、4万9,757円となります。

この資料の2枚目に、位置図を添付してございます。青い線で囲ったところが、今回の協議箇所となります。その右側に、ちょっと白っぽく写っているところが、現在の最終処分場ということになってございます。

3 ページには、今回の協議箇所の面積等を示した部分を赤く塗り潰しております。平面図の右側が田老方面、左側が山田町方面となります。

4 ページ、5 ページには断面図を添付しておりますが、後ほどごらんいただければと思います。

この協議箇所につきましては、最終処分場の整備計画に影響を及ぼすのではないことから、国の協議に応じようとするものでございます。

以上が、最終処分場用地の財産処分になります。よろしくお願いいたします。

○議長（竹花邦彦君） 事務局より説明がございました。これについて何か質問がございませんか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 直接、今回の提案とは対象が違うと思うんですが、参考までに、先ほどの説明で、三陸沿岸道、時速70キロを80キロに引き上げることに伴って、道路幅の拡張が必要になったという説明だったんですが、この広域行政組合が持っている土地の該当する部分の、これはこれでいいんですが、それ以外も拡張が求められるのでしょうか。

○議長（竹花邦彦君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これ、あくまでも三陸国道事務所から聞いている部分なんですが、今回の道路幅というのは、いわゆる時速が80キロになることで、センターラインの幅が広がるんだそうです。今、例えばブロックでセンターラインを区切っている、あとポールでセンターラインを区切っていますが、それが1.5メートル幅に広がるんだそうです。その分が広がっていくという形になりますので、多分そういった規制緩和された部分については、これから工事が始まると思います。

○議長（竹花邦彦君） 落合議員。

○9 番（落合久三君） きょうの議会には直接関係ないんですが、全線拡張が求められるという話なわけだ、これは。

（「箇所的には……」と呼ぶ者あり）

○議長（竹花邦彦君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ここにつきましては、今まで70キロ規制の区間を範囲を広げるということのようです。その一部に、今回の行政組合の土地が該当したということになります。

○議長（竹花邦彦君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（竹花邦彦君） それでは、次に、その他でございますが、議員、事務局から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（竹花邦彦君） ないようですので、以上をもちまして議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午前 1 1 時 3 9 分閉会
